

東芝は 差別争議の解決を

労組法を守り 命令を履行せよ

神奈川県と国の労働委員会は東芝にたいして、次のように差別是正を命じています。
東芝は、賃金・資格・等級・役職の差別を是正せよ。

東芝が、元警官を職場に配置して組合活動を弱体化させ、秘密組織を使って差別してきたのは、労組法違反の不当労働行為であり、ただちに改めよ。

再審査申立や提訴をしても 命令を履行する義務がある

東芝が労働委員会命令を不服として裁判に訴えても「その判決が出るまでの間は、命令を履行する義務がある」と労働組合法で決められています。ところが東芝本社は「命令は不服であり履行できない」「差別是正の要請書は受け取るな」と全工場に指示し、社長コミットメントは「社外向けの言葉のう えだけ」という不誠実な態度をとっています。



「法令遵守を最優先に」社長コミットメントを守らない東芝・西田社長

全国37事業所25自治体に 争議解決めざし要請行動

東芝の職場を明るくする会と東芝争議支援共闘会議は、5〜6月に北海道から九州までの東芝と東芝関係会社の工場・支社・支店と所在地の自治体にたいして、争議の全面一括解決を求める第二次全国宣伝・要請行動を、おこないました（詳細はホームページに）。

「東芝が労働委員会命令を守って、元警官や秘密組織を使った違法な労務管理や差別、組合への支配介入をやめ、法を守り社会的責任を果たすように、本社に働きかけていただきたい」との要請にたいして、各自治体は、誠意をもってこたえましたが、東芝の各事業

事業行動基準を守り争議解決を 支援共闘会議代表委員 菊谷節夫



東芝は要請を受け付けられないだけでなく居留守まで使う特異な会社です。地方労連の方が「いまどき、こんな会社があるのか」と驚いています。東芝は、いまこそ自ら定めた東芝事業行動基準を実践して争議解決に当たるべきです。



受付（要請時）



受付（業務中）

東芝関西支社がある梅田スカイビル26～34階では、全フロアを目隠し東芝関西支社へ事前にアポイントをとり要請のために訪問。26階総合受付ホールは、右のように白紙で目隠し・消灯して面会を拒否。応接用の電話機・インターホンまで撤去。西田社長がいう「経営の透明性・公開性・倫理性の向上」と矛盾しませんか？

詳しくはホームページで・・・26万アクセス突破！
検索のキーワードは「東芝の職場」です。
ホームページ //www.kki.ne.jp/akaruku-tsb

所は「面会に応じない、居留守を使う、出社時間をずらして会わない」など、社会的常識に反する異常な態度をとりました。

申立人と職場の仲間 百名の差別を是正し償え

東芝本社の指示による組合活動による差別、思想信条差別や男女差別は、労働組合法、労働基準法、憲法に違反する違法行為です。石川島播磨重工業（IHI）では、東京地裁における和解協定に基づいて申立外の職場の人達の差別をなくす闘いが前進しています。申立人と職場の仲間の差別をなくす東芝争議の全面一括解決を一日も早く実現するために、皆様のこ支援をお願いします。

労働委員会命令は執行停止できない 弁護士 星山輝男



東芝が、労働委員会命令を履行せずに裁判で争うことは違法であって許されません。法令遵守・CSRに背を向ける企業に真の発展はありません。東芝の実態を多くの人に知らせ、団結の輪を大きく広げて、一日も早い解決を勝ち取りましょう。

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会
事務所：〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会
〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル
Tel & Fax : 044-533-1408

2006年7月